



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の日程、ペットを飼う上で知っておいてほしいことなどをお届けする情報紙です。

犬猫の譲渡を受けるには

新しく飼い主になる方には地域の模範的な飼い主になってほしいにや～自治体ごとに守るべき項目が異なるから確認してね♪

県内の行政施設から犬猫の譲渡を受ける流れは自治体によって異なります。以下の施設から譲渡を希望する場合には、講習会や申込会の参加が必要です。詳しい情報は各施設の二次元バーコードを読み取って確認してください。



●群馬県 動物愛護センター



※ご不明な点がございましたら、**直接**センターへお問合せください。
☎0270-75-1718

●前橋市保健所 衛生検査課



●高崎市 動物愛護センター



たった3つ！狂犬病予防

狂犬病は人にも感染する病気です。発症するとほぼ100%死に至り、世界で毎年約6万人もの人が亡くなっています。現在、国内での発生はありませんが、常に狂犬病の脅威に晒されており、国内侵入を防ぐには一人ひとりの対策が非常に重要です。愛犬や自分、大切な人を守るために**飼い主の3つの義務を守りましょう！**

3つの義務に違反した場合は、**20万円以下の罰金**になる可能性があります。忘れずに行いましょう。



①市町村への犬の登録

犬の飼育場所を行政が把握することで、狂犬病まん延防止のための対応などに役立てて、皆さんの安全を守ります。



②毎年の狂犬病予防注射

予防注射をすることで、犬、飼い主自身、家族、周囲の人、他の動物への感染を防止に繋がります。

③鑑札・注射済票の装着

登録された犬、狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するためのものです。常に飼い犬に着けておきましょう!!

飼い犬の狂犬病予防注射は**毎年受けることが義務**になっています！
忘れずに実施しましょう！

厚生労働省のホームページには、感染症状などの詳細が紹介されています →



詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください！

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先：

食品・生活衛生課
027-226-2442

